本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十八会計年度において予算に計上された一億千三百十六万合衆国ドル（一一三、一六〇、〇〇〇ドル）の資金の提供を行う。

2　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年八月一日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ閣下

付表

フィネガヤン地区における単身の下士官用の隊舎一棟の建設事業
一億千三百十六万合衆国ドル（一一三、一六〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年八月一日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第三百三十三号

平成二十八年八月一日に東京で、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する交換公文の付表の修正に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十八年八月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「旧協定」という。）、二千十三年十月三日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で二千十年九月十四日に東京で交換された書簡（以下「二千十年の交換公文」という。）及び二千十年の交換公文の付表を修正する日本国政府とアメリカ合衆国との間で二千十四年九月十九日に東京で交換された書簡（以下「二千十四年の交換公文」という。）によってそれぞれ行われた日本国が提供する資金に関する取極に言及する光栄を有します。

本大臣は、また、議定書第八条に言及するとともに、二千十年の交換公文において、付表は日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができることが規定されていることに留意する光栄を有します。

本大臣は、また、二千十四年の交換公文の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、この書簡の別添の付表が二千十四年の交換公文で修正された二千十年の交換公文の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年八月一日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ閣下

別添

付表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備の建設事業（第一段階）
三億九百万合衆国ドル（三〇九、〇〇〇、〇〇〇ドル）

フィネガヤン地区における消防署の建設事業
二千五百十万合衆国ドル（二五、一〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設事業
二千四百八十万合衆国ドル（二四、八〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における診療所の建設事業
九千六百万合衆国ドル（九六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における基地管理庁舎、統合司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎）
四千二百九十万合衆国ドル（四二、九〇〇、〇〇〇ドル）

合計四億九千七百八十万合衆国ドル（四九七、八〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年八月一日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下